

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

事業活動に伴い、発生した特別管理産業廃棄物を各事業所において収集しその種類ごとに排出事業所の指定する処理場に搬入する。また、適正処理のため委託契約の締結、マニフェストの運用、処理事業所の許可状況等の確認をする。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	感染性産業廃棄物	0.8 t/月	固形状	岩手県立軽米病院 九戸郡軽米町大字軽米2-54-5 医療機関で発生した治療により血液の付着した注射針等。		いわて県北クリーン(株)九戸郡九戸村大字江刺家第20地割字新山48-34、48-57(焼却)
2	廃石綿等	0.8 t/月	固形状	(株)アルバライフ 二戸市金田一字八ツ長88-5 88-13 建築物その他の工作物の除去により排出。 二戸市、一戸町の解体現場より排出。		(一般財団法人)クリーンいわて事業団 奥州市江刺岩谷堂字大沢田113、172-3並びに字北田112-2、117-2、117-3、118-3、123-3、123-4、158、173、178及び366(埋立)
3	燃え殻※	1.0 t/月	粒状	いわて県北クリーン(株)九戸郡九戸村大字江刺家第20地割字新山48-34、48-57産業廃棄物焼却により発生。		太平洋セメント(株)大船渡工場 大船渡市赤崎町字跡浜21-6(焼却)

4	汚泥※	1.0 t/月	泥状	(株) 東亜電化 盛岡市玉山区洪民字 岩鼻 20-7 電気めっ き施設より排出。	いわて県北クリーン (株) 九戸郡九戸村大字 江刺家第 20 地割字新山 48-34、48-57 (焼却)
5	廃油 (産業廃棄物である揮発油類、灯油類及び軽油類)	0.3 t/月	液状	(株) 十文字カンパニー、上館農場他 九戸郡軽米町大字上館 2-52 鶏舎等の暖房に使用した灯油類。	同上 (焼却)
6	廃酸※ (水素イオン濃度指数が 2.0 以下の廃酸)	0.3 t/月	液状	(株) 東亜電化 盛岡市玉山区洪民字 岩鼻 20-7 酸またはアルカリによる表面処理施設等から発生。	同上 (焼却)
7	廃アルカリ※ (水素イオン濃度指数が 12.5 以上の廃アルカリ)	0.3 t/月	液状	同上 酸またはアルカリによる表面処理施設等から発生。	同上 (焼却)
8	ばいじん※	0.5 t/月	粒状	いわて県北クリーン (株) 九戸郡九戸村 大字江刺家第 20 地割字新山 48-34、 48-57 産業廃棄物の焼却施設より発生。	太平洋セメント (株) 大船渡工場 大船渡市 赤崎町字跡浜 21-6 (焼却)
9					
10					
備考 取扱う (特別管理) 産業廃棄物の種類ごとに記載すること。					

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	脱着装置付きコンテナ専用車	岩手 400 と 140	3,000kg	(株) マツハ総合計画	
2	バン	岩手 480 そ 3870	350kg	同上 ✓	
3	キャブオーバー車	岩手 100 せ 5024	3,500kg	同上	
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

事務所の所在地 岩手県二戸市福岡字長塚 11 番地 1

駐車場の所在地 同上 ※付近の見取図を添付すること。

(2) その他の運搬施設概要

運搬容器等の名称	用途	容量	備考
脱着装置付きコンテナ	廃石綿等、燃え殻、汚泥 ばいじん用	3.6m ³	
密閉容器	感染性産業廃棄物用	40ℓ	
ドラム缶	廃油用	200ℓ	
ポリタンク	廃酸、廃アルカリ用	20ℓ	

(第4面)

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

- 1、車両毎の用途 脱着装置付きコンテナ専用車 ⇒ 廃石綿等、燃え殻、汚泥
ばいじん
バン ⇒ 感染性産業廃棄物
キャブオーバー車 ⇒ 廃油、廃酸、廃アルカリ

2、収集運搬業務時間

月曜日～金曜日 午前7時30分／始業 午後4時30分／終業

3、休業日

毎週／土・日 祝祭日、その他（年末年始、お盆）

従業員数内訳

令和2 年6 月1日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
(監査役は社外役員) 4 人	人	人	(役員兼務) 1 人	(内1人役員兼務) 8 人	(内5人運転手兼務) 7 人	人	18 人

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

1) 運搬に際し講ずる措置

- 廃石綿等、燃え殻、汚泥、ばいじん／脱着装置付きコンテナを使用する、流出防止装置付であるため、悪臭防止及びシートで覆い散乱の防止を図る。
- 感染性産業廃棄物／密閉構造のバンを使用する、臭気の漏れ及び事故時の散乱防止を図る。
- 廃油、廃酸、廃アルカリ／キャブオーバー車を使用する、密閉容器、ドラム缶、ポリタンクをロープで固定、シートで覆い悪臭、散乱防止を図る。

2) 積み替え保管施設において講ずる措置

- 積み替え保管は行わない

3) その他

- 特別管理産業廃棄物の運搬、処分の管理は別添の管理表により、排出事業所ごとに収集運搬過程講習会修了者の取締役／兵沢将勝が管理する。
また、保管方法は排出事業者ごとに年度ごとまとめ、マニフェストと併せて5年間保管する。
県外で発生した産業廃棄物を岩手県内の処分場に運搬する際は、排出事業所と岩手県の事前協議終了後搬入する。
また、岩手県内発生 of 産業廃棄物を県外に運搬する際は、搬出先を管轄する自治体において事前協議が必要な場合には、同協議終了後に搬出する。
- ※ 今般の新型コロナウイルスの影響により、特別管理産業廃棄物の収集運搬過程講習会が開催されない状況にあります。また、開催された場合は取締役／兵沢将勝が受講の予定です。